

# 向日市健康増進センター利用手引き

令和5年6月改訂

## 1. 登録手続き <向日市健康増進センターの利用には事前に登録が必要です。>

登録費用1,500円と、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参のうえ申してください。利用登録証（ICカード）を発行いたします。

※「健康増進センター 旧利用登録証」「向日市民体育館トレーニング室登録証」をお持ちの方はICカードとの交換手続きが必要です。

※トレーニングルームの利用は18歳以上

※身体障害者手帳などをお持ちの方は窓口でお尋ねください。

## 2. 利用料金チャージ・利用方法

利用登録証（ICカード）の発行後、券売機で現金にて利用料金をチャージしてください。

●トレーニングルーム、シャワー室のご利用はゲートにICカードをかざして入場ください。（ICカード内の利用可能残額より減額されます）

●スタジオのご利用は券売機でICカードにて利用券を購入後（ICカード内の利用可能残額より減額されます）スタジオ内の端末にICカードをかざして入場ください。（旧回数券は提出いただければ残額分をチャージします）

【チャージ額】 1,000円、3,000円、5,000円、10,000円単位（上限15,000円）

（プレミアム付与は3,000円以上：3,300円、5,500円、11,500円）

### 【料金表】

施設名	市民等	市民以外
トレーニングルーム	300円	500円
トレーニングルーム・スタジオご利用後のシャワー	100円 ※トレーニングルーム、スタジオご利用後のみに適用される料金	
シャワー室のみ	300円	
スタジオプログラム	800円～1,500円	

★Inbody測定 400円 ★骨ウェーブ測定 400円 ★パワープレート 400円

\*新規登録された方にはInbodyの無料測定券（1枚）をお渡しいたします。

## 3. 更衣と荷物保管について

着替えは男女各更衣室で行ってください。

荷物、下足等は更衣室のロッカーで保管し自己管理してください。

## 4. 開館時間

9時～21時（受付20時まで・利用時間20時45分まで）

## 5. 利用できない日時

●毎月第2・4木曜日（毎月第2・4木曜日が祝日に当たる場合はその翌日）

●年末年始（12/28～1/4）

●臨時休館（保守点検・全館清掃）

## 6. トレーニングルームの利用について

---

- 動きやすい服装で必ず室内用シューズを履き、汗拭きタオルをご持参ください。
- セット間の休憩はマシンから離れ、長時間の独占はご遠慮ください。
- 適時水分補給をお願いいたします。

## 7. スタジオプログラムの参加について

---

- スタジオへの入室や申込方法はスタッフの指示に従ってください。
- 途中の入退場はご自身の安全と他の参加者のご迷惑となりますのでお断りいたします。
- その他レッスン担当者の案内に従ってください。

## 8. 更衣室・シャワー室の利用について

---

- ロッカーを離れる時は短時間でも鍵をかけてください。  
(鍵を紛失された場合は実費をいただきます)
- ロッカーは一人一つでお願いします。
- 荷物を広げての更衣や、更衣後の長時間の談話等をご遠慮ください。
- シャワー後は体をよく拭いて更衣室にお入りください。
- シャワーブースで髭剃りや、髪染め等は禁止いたします。
- その他、ご迷惑になることはご遠慮ください。

## 9. IC カード (利用登録証) について

---

- IC カードはご本人に限り使用いただけます。  
(お一人様につき1枚しか使用できません)
- IC カードは向日市健康増進センター以外の使用はできません。
- チャージは現金のみです。
- 利用可能残額は券売機、受付窓口の端末にて確認していただけます。
- IC カードの発行、チャージ、使用のいずれか最後に行った日の翌日から5年後に失効します。
- IC カード再発行手数料は500円です。
- 紛失、盗難、破損によるICカード内の利用可能残額の返金はいたしません。またその他の責任を負いません。
- いかなる場合においても払い戻しはいたしません。
- 折り曲げたり、汚したり、ICチップを傷つけたり、磁気に近づけたりしないでください。
- その他、向日市健康増進センターICカード取扱規則をお読みください。

## 10. その他

---

- 新型コロナウイルス感染防止のための社会的マナーを守ってください。
- 入れ墨やタトゥーのある方は他の利用者に見えないようにお願いします。
- 増進センターでは、館内で発生した紛失・盗難、事故・怪我等について一切責任を負いません。
- 館内での忘れ物については3か月程度保管し、申し出がない場合は破棄します。
- 健康増進センターの敷地内は禁煙です。
- その他、センター長の指示に従ってください。

施設の利用についてわからないことはスタッフにお尋ねください。



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができる IC チップを内蔵するカード（名称を「向日市健康増進センター利用登録証 IC カード」とし、以下「カード」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 協会は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を必要な範囲で変更することがある。この場合、協会は変更の時期及び変更内容を予め協会ホームページに掲載する。

2 この規則が改訂された場合、以後のカードに係る取扱いについては、改訂された規則の定めるところによる。

3 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

### (取扱箇所)

第3条 カードの取扱箇所は、協会が指定管理業務を行う、向日市健康増進センター（以下「センター」）とする。

### (用語の意義)

第4条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「ストアードフェア（以下「S F」という）」とは、センターの利用料金に充当する、カードに記録された金銭的価値をいう。

(2)「チャージ」とは、カードに入金することをいう。

(3)「プレミアム」とは、発行又はチャージと同時に協会より付与される発行額又はチャージ額に応じた付加価値で S Fとして使用可能なもののことをいう。

### (契約の成立)

第5条 カードの使用に係る契約は、協会が利用者にカードを発行したときに両者の間において成立する。

### (使用方法及び制限事項)

第6条 カードは、センターの利用料金の支払いとして使用することができる。

2 カードは、センターにおいてカードを処理する機器（以下「所定の機器」という。）により使用しなければならない。

3 入退場には同一のカードを使用しなければならない。

4 前項にかかわらず、カードの破損又は所定の機器の故障若しくは天災等により、カードの内容の読取りが不能となったとき及び協会が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったときは、カードは所定の機器で使用できないことがある。

5 偽造、変造又は不正に作成されたカード又は S Fを使用することはできない。

### (利用者の同意)

第7条 利用者はこの規則及びこれに関連して定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

### (制限又は停止等)

第8条 協会は、次の各号に該当する場合、カードの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備の保守、点検、異常及びコンピュータシステム異常等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると協会が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守、点検又は障害等やむを得ない事情により協会がカードの取扱いの中止を必要と判断した場合

(3) 協会が管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は 障害が発生した場合

(4) 協会が自主的にカードのサービス終了を判断した場合

(5) センターが閉館又は休館の場合

(6) その他、やむを得ない事情がある場合

2 協会は、カードのサービスを中断又は終了するときには、協会ホームページ等に掲載することとする。ただし、カードのサービスの中断又は終了が緊急に必要な場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止等により生じた損害、その他いかなる不利益についても協会はその責めを負わない。

(カードの所有権)

第9条 カードの所有権は協会に帰属する。

2 カードが不要となったとき又は失効したときは、利用者は協会にカードを返却しなければならない。

(カードの失効)

第10条 カードの発行、使用又はSF残額へのチャージのいずれかの取扱いを最後に行った日の翌日を起算日として、5年間これらの取扱いが行われない場合には、カードは失効する。

2 前項により失効した場合、協会が特に認めた場合を除き、残額の返却を請求することはできない。

## 第2章 発行

(発行額)

第11条 カードの発行額は、1,500円とする。

2 発行は現金のみとする。

(チャージ)

第12条 カードは、所定の機器によってチャージすることができる。

2 チャージは現金のみとする。

3 カードのチャージ額は1,000円、3,000円、5,000円又は10,000円とし、チャージ額が3,000円の場合300円、5,000円の場合500円、10,000円の場合1,500円のプレミアムを付加する。

4 カードのSF残額は15,000円を超えることはできない。

5 別のカードのSFによるチャージはできない。

(SF残額の確認)

第13条 カードのSF残額は、所定の機器により確認することができる。

## 第3章 効力

(無効となる場合)

第14条 カードは次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、SF残額は返却しない。

(1) 偽造、変造又は不正に作成されたカード若しくはSF残額を使用した場合

(2) 利用者の故意又は重大な過失によりカードが障害状態となったと認められる場合

(3) その他不正行為と認められる場合

2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、センターはその責めを負わない。

## 第4章 再発行

(再発行)

第15条 紛失等によるカードの再発行額は500円とする。旧カードは使用停止措置を行い、協会が当該旧カードのSF残額を確認できた場合に当該残額を再発行したカードに付与する。

2 前項にかかわらず、利用者の故意又は重大な過失によらないカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合は、利用者が当該カードを提出し、裏面に刻印されたカードの番号が判読でき、協会が当該カードのSF残額を確認できた場合に無償で再発行を行う。

## 第5章 払戻し

(払戻し)

第16条 いかなる場合もSF残額の現金による払戻しの取扱いは行わない。

## 第6章 雑則

(免責事項)

第17条 法令又は本規則に定めのある場合を除き、本サービスに関連して利用者が被った損害について協会は一切の責任を負わない。

## 附則

この規則は令和5年6月9日から施行する。